

■ 研究論文

多様化するアジアのコーポレート・ガバナンス

—国や地域ごとの構築を目指して—

Diversifies corporate governance in Asia

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士前期課程

小 山 大 介

KOYAMA, Daisuke

■ キーワード

コーポレート・ガバナンス、アジア・コーポレート・ガバナンス白書、OECD

1 はじめに

今日、コーポレート・ガバナンス¹は、企業経営で重要な課題の1つである。そして、今後の企業経営でも、コーポレート・ガバナンスが中心的な課題となっていくことであろう。そもそも、コーポレート・ガバナンスは、市場経済先進諸国を中心に議論が開始された。今日では、発展途上国や市場経済移行国でも積極的な議論が行われている。さらには、発展途上国や市場経済移行国でも、自主的にコーポレート・ガバナンス構築を目指そうという動きが活発化している。

このようななかで、コーポレート・ガバナンスは、市場経済先進諸国を中心に研究が進められ、発展途上国や市場経済移行国の研究は比較的少ないものであった。しかし、国や地域ごとに経済体制や法制度、歴史や文化、慣習などが違うのであるから、これまで研究されることの少なかった国や地域のコーポレート・ガバナンス研究を深化させる必要があると考えたのである。

そこで、本稿では、多様化するコーポレート・ガバナンスの議論から、国や地域ごとの研究の必要性を検討したい。具体的に、まず、第2節では、コーポレート・ガバナンスの定義や役割、系譜を明らかにする。つぎに、第3節では、コーポレート・ガバナンスの世界的な展開をまとめたい。そして、第4節では、発展途上国や市場経済移行国のなかでも、コーポレート・ガバナンスの議論が積極的になされているアジアに焦点をあてて、特徴や問題点を考察したい。

2 コーポレート・ガバナンスの定義や役割と系譜

2.1 コーポレート・ガバナンスの定義や役割

コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance) のガバナンス (Governance) は、ガバメント (Government) に由来し、もっぱら政府機関をいかにして統治するかを表す語である²。つまり、ガバメントから派生して、コーポレー

ト・ガバナンスという語が生まれたと考えられる³。そして、今日では、コーポレート・ガバナンスは、経営だけでなく経済や会計、法律などの多様な学問分野からアプローチが行われている。それゆえに、コーポレート・ガバナンスには、明確な定義が存在していないといえる。そのため、コーポレート・ガバナンスは、多くの研究者により定義付けされてきた。ここで、代表的な研究者の定義を挙げ、コーポレート・ガバナンスに期待されている役割を明らかにしたい。

まず、小島大徳[2004]は、コーポレート・ガバナンスを「所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処（コンプライアンス経営）と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達成しようとする企業構造を構築すること⁴（下線は筆者による）」としている。また、平田光弘[2008]は、コーポレート・ガバナンスを「企業統治は、一般に、コンプライアンス（法令遵守）とガバナンス（狭義の企業統治）とからなる。コンプライアンスは、ガバナンスの基底をなし、企業不祥事の発生を抑止することによって、経営の健全化を図ろうとする。これに対してガバナンスは、企業競争力の強化を促進することによって、経営の効率化を推し進めようとする⁵（下線は筆者による）」としている。

以上のことから、コーポレート・ガバナンスに

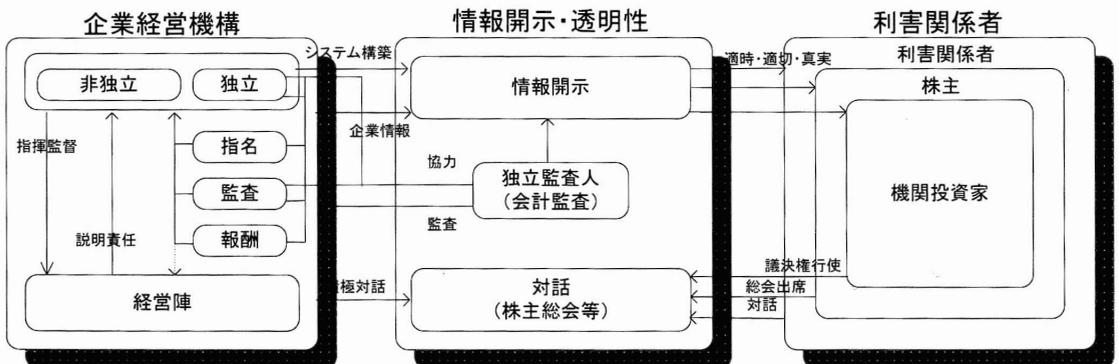
は、企業不祥事への対処と企業競争力の強化という2つの役割が期待されていることが理解できるであろう。

2.2 コーポレート・ガバナンスの体系

コーポレート・ガバナンスには、企業不祥事への対処と企業競争力の強化という2つの役割が期待されていた。そして、コーポレート・ガバナンスを体系化すると、図1に示したように企業経営機構、情報開示・透明性、利害関係者の3つから構成される。

それぞれを詳しくみてみると、まず、企業経営機構は、企業のコーポレート・ガバナンス改革が行われる際に、最初に取り組まれるところである。これは、取締役の人員を削減したり、各種委員会を設置したりすることにより、意思決定の迅速化や職務分担が可能になるのである⁶。つぎに、利害関係者は、株主や機関投資家などの企業を取巻く利害関係者に、適時情報を開示することである。これは、利害関係者に適時情報を開示することにより、企業経営の透明化を図るのである。そして、情報開示・透明性は、企業経営機構と利害関係者を繋ぐ連結環としての役割を担っているものとされている⁷。これは、国際機関から機関投資家、国内機関となるにつれ、利害関係者の範囲が狭くなるのが特徴である⁸。

図1 コーポレート・ガバナンスの体系



(出所) 小島大徳[2004]11頁。

おもに、企業経営機構が狭義のコーポレート・ガバナンスであり、情報開示・透明性や利害関係者を含めたものが広義のコーポレート・ガバナンスとされている。コーポレート・ガバナンス議論の発端である市場経済先進諸国では、まず、企業経営機構改革の必要性が叫ばれた。そして、次項では、コーポレート・ガバナンス議論の系譜について論じていく。

2.3 コーポレート・ガバナンス議論の系譜

コーポレート・ガバナンスは、1990年代後半からトピックとなり、1990年代に入って市場経済先進諸国のみならず、発展途上国や市場経済移行国においてもホットな話題となった⁹。そして、コーポレート・ガバナンスに期待される役割は、市場経済先進諸国の日本やアメリカ、イギリスやドイツでは、まず、企業不祥事への対処に焦点があてられた。しかし、1990年代の初めになると日本を除くアメリカやイギリス、ドイツでは、議論の中心が企業不祥事への対処から企業競争力の強化へと移行していった¹⁰。これに対して日本は、1990年代初頭のバブル崩壊による企業不祥事の高発や企業業績の低迷により、1990年代の終わりになってようやく企業競争力の強化が議論されるようになったのである¹¹。

これらからも、コーポレート・ガバナンスが必要とされた背景には、それぞれ違いがあることが分かるであろう。しかし、企業不祥事が発生したり、企業業績が低迷すると、すぐにコーポレート・ガバナンスが用いられる傾向にある。そのため、コーポレート・ガバナンスは、企業不祥事を防止し、企業競争力を高める企業経営の万能薬だと勘違いされやすい。このことに関して、平田光弘[2008]は「企業統治の安売り現象である¹²」と警鐘を鳴らしている。

さらに、今日では、コーポレート・ガバナンスが市場経済先進諸国だけでなく発展途上国や市場経済移行国でも積極的に議論されるようになった。しかし、後から議論が開始された場合に、先に議論が開始された理論などをそのまま移行する場合

が多くある。もちろん、市場経済移行国や発展途上国は、市場経済先進諸国より研究成果の積重ねが少ないのが現状である。しかし、コーポレート・ガバナンスが必要とされた背景がそれぞれ違うのであるから、企業不祥事への対処と企業競争力を強化する唯一で最善のコーポレート・ガバナンスは、存在しないであろうと考える。そして、コーポレート・ガバナンスは、国や地域に合わせた形で議論されていくことが必要であろう。そこで、次節では、コーポレート・ガバナンスの世界的な展開を通して国や地域の議論を論じていくことにしたい。

3 コーポレート・ガバナンスの世界的な展開

3.1 OECDの活動とOECDコーポレート・ガバナンス原則

コーポレート・ガバナンスの世界的な展開として、公的国際機関である経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation Development,以下「OECD」という）の活動があげられる。OECDは、1999年に「OECDコーポレート・ガバナンス原則¹³（以下、OECD原則-1999-）」というを、2004年に「OECDコーポレート・ガバナンス原則¹⁴（以下、「OECD原則-2004-」）」を公表している。OECD原則-2004-では、非拘束性と参照可能性との性格を強め、最終的に、原則を通して、世界中の各国におけるコーポレート・ガバナンスの構築方法や内容を提案しているのである¹⁵。これにより、OECD原則-2004-が、先進諸国のコーポレート・ガバナンス構築や研究に、大きな影響を与えるとともに、発展途上国のコーポレート・ガバナンスにも影響を与えることになったのである¹⁶。

一方で、OECDは、OECD原則-1999-が公表されたあとに、世界銀行グループとの共同で、国ごと、地域ごとにコーポレート・ガバナンスは異なるものであるから、世界を6つのブロックに分割し、その枠内で個別に研究を行っていくことが必

要であるとの結論に達した¹⁷。これを契機として、地域ごとの円卓会議を開始することにしたのである。

このようなOECD原則と円卓会議により、地域ごとのコーポレート・ガバナンス議論が活発化することとなった。これは、OECDが世界のコーポレート・ガバナンスを論じる一方で、地域のコーポレート・ガバナンスにも目を向けたこと証左であるといえるであろう。そこで、次項では、OECD原則と円卓会議の関係性に焦点をあて論じていきたいと考えている。

3.2 OECDコーポレート・ガバナンス原則と円卓会議

円卓会議の目的は、経済発展に伴い国や地域ごとにことなるコーポレート・ガバナンス問題を統一しようとするところにある。具体的には、アジアやロシア、ラテンアメリカや南東ヨーロッパ、ユーラシアの5つの地域で行われている¹⁸。つぎに、図2を用いて、OECDコーポレート・ガバナンス原則と各地域コーポレート・ガバナンス白書、各国のコーポレート・ガバナンス規則の関係性を説

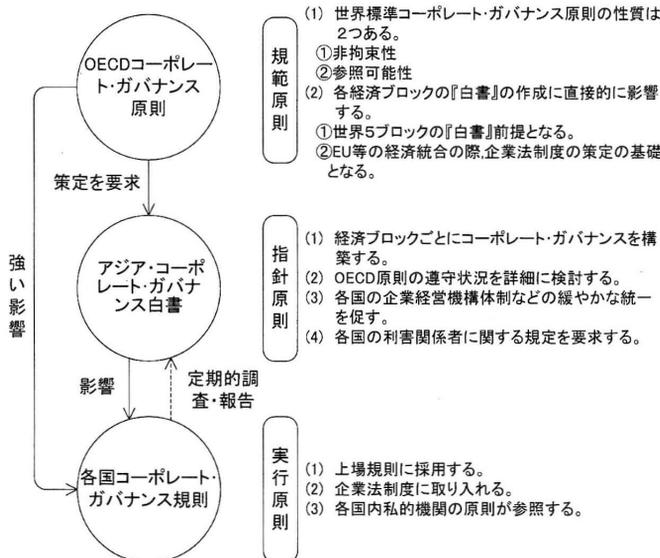
明していく。

まず、規範原則であるOECD原則は、(1)「非拘束性」と「参照可能性」を持ち合わせる世界標準原則としての性質があること、(2)各経済ブロックの「白書」の作成に直接的影響を与えており、世界5ブロックの「白書」の前提となり、EU等の経済統合の際に、企業法制度などの策定の基礎となっていること、の2つが大きな特徴である¹⁹。

つぎに、指針であるアジア・コーポレート・ガバナンス白書は、(1)経済ブロックごとにコーポレート・ガバナンスの構築を目指し、(2)OECD原則の遵守状況を詳細に検討することで、(3)各国の企業経営機構体制などの緩やかな統一を促し、(4)各国の利害関係者に規定を要求する、という4つの特徴があるといえる²⁰。

そして、実行原則である各国原則は、(1)上場規則に採用したり、(2)企業法制度に取り入れられたりすることで、国内のコーポレート・ガバナンス政策に直接的に影響を与えるだけではなく、(3)各国内の私的機関の策定する原則へも影響を与え、企業に対する利害関係者の監視の眼を強くするこ

図2 アジアにおける企業統治とコーポレート・ガバナンス原則



(出所) 小島大徳[2007a]136頁。

とに役立っているといえよう²¹。

以上のことから、OECDコーポレート・ガバナンス原則と各国コーポレート・ガバナンス白書と各国のコーポレート・ガバナンスは、世界、各地域、各国といった順番に分かれていると理解できるであろう。このように、OECDが、世界だけではなく地域のコーポレート・ガバナンス構築にも積極的に行動しているのである。

3.3 地域ごとのコーポレート・ガバナンス研究の必要性

今日、市場経済先進諸国だけでなく、発展途上国や市場経済移行国でもコーポレート・ガバナンスが積極的に議論されている。しかし、市場経済先進諸国において作られた理論を、そのまま用いては、発展や成功が見えないと考えている。これは、コーポレート・ガバナンスが必要とされた背景には、国や地域ごとの要因が存在するためである。そして、国や地域で経済体制や法制度、歴史や文化、慣習などが多様性に富んでいるためである。

このことに関して、平田光弘[2008]は、「企業統治は、歴史、社会、文化、制度、慣習などを異にするそれぞれの国に制度化され、その社会に根ざすものであるから、それぞれの国と社会に最も適合し得る企業統治制度が育まれていくことになる。こうして育った企業統治制度が、健全で効率的な経営をもたらす得る制度であることは、おのずから明らかであろう。したがって、そこに根ざし育つ企業統治制度にグローバル・スタンダードはあり得ない²²」と指摘している。さらに、OECDコーポレート・ガバナンス原則の参照可能性と非拘束性という2つの特徴や、円卓会議が開かれた経緯がコーポレート・ガバナンスは、国や地域ごとに違うものであるとしたことも当てはまるであろう。

一方で、今日、欧州連合 (European Union, 「EU」) が経済統合を果たし、コーポレート・ガバナンスが収斂へと向かっているのも事実である。このことにより、アジアでの、東南アジア諸国連合

(Association of South East Asia Nations, 「ASEAN」) の地域統合可能性やコーポレート・ガバナンスの収斂可能性を注意深く観察しなければならないであろう。そのため、世界のコーポレート・ガバナンスが収斂していくのか、分散していくのかも注意深く研究していく必要がある。

以上のことから、コーポレート・ガバナンスは、世界的な視点と国や地域的な視点の2つを持って研究を進めていかなければならないであろう。そして、ますますコーポレート・ガバナンスは、多様化しているのである。そこで、次節では、発展途上国や市場経済諸国における議論に焦点をあてたいと考えている。具体的には、発展途上国や市場経済移行国のなかでも、コーポレート・ガバナンス議論が積極的に行われているアジアに焦点をあてて、コーポレート・ガバナンスの特徴と問題点を明らかにしたいと考えている。

4. アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの特徴と問題点

4.1 アジアにおけるコーポレート・ガバナンス議論の発端

アジアにおけるコーポレート・ガバナンス議論の発端は、1997年のアジア通貨危機以降のことであった。それまで、アジアは急速な経済成長を遂げていた。しかし、アジア通貨危機では、経済成長が鈍化したのである。このことで、アジアでもコーポレート・ガバナンス議論が活発化したのである。これは、OECD[2003]が、「アジア地域の企業の透明欠如などのコーポレート・ガバナンスの不備が指摘され、コーポレート・ガバナンスの確立・強化が同地域の経済安定化のための施策の1つの柱として位置づけられた²³」と指摘したことがあげられる。そして、過度の借入れに依存した放漫経営、経営者または支配株主による会社資産の^{さんだつ}篡奪が明るみに出て、危機後、制度改革支援に乗り出したIMF・世界銀行は、アジア諸国における企業の統治構造の脆弱性、とりわけ創業者一族など支配株主の存在を経済危機の原因のひとつ

つとして捉え、その是正を強く求めたのである²⁴。だが、アジア通貨危機後にIMFや世界銀行が導入を迫ったコーポレート・ガバナンスは、英米流のものであった。このため、不安は残ると考えられる。それは、果たして英米流のコーポレート・ガバナンスがアジアで最適であったかという疑問が残るためである。

以上のように、アジアでは、通貨危機以降にコーポレート・ガバナンス議論が活発化した。そして、次項では、アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの特徴と、企業経営機構、情報開示・透明性、利害関係者の概要を明らかにしたい。

4.2 アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの特徴

アジアでは、1997年のアジア通貨危機を背景としてコーポレート・ガバナンス議論が活発化した。これを契機として、OECDが中心となり1999年から円卓会議が行われ、2003年にはアジア・コーポレート・ガバナンス白書が公表されたのである。ここでは、表1を用いて、コーポレート・ガバナンスの体系としてあげた企業経営機構、情報開示・透明性、利害関係者の3つに焦点をあてて論じていく。

まず、企業経営機構は、取締役会の構造は全て同じであるが、取締役の数や取締役内の委員会は異なる。そもそも、企業経営の構造には、おおむねアメリカ・イギリス型とドイツ型、日本型の3種類が存在している。アメリカ・イギリス型は、一層制といわれており、意思決定・監督機関と執行機関とが、少しの重なりを除いて分離していることが特徴であるといえる²⁵。つぎに、ドイツ型は二層制といわれており、監督機関と意思決定・執行機関が明確に分離していることが特徴であるといえる²⁶。そして、日本型は二元一層制であり、意思決定・監督機関である取締役とは別に監査役会が存在していることが特徴であるといえる²⁷。アジアの国々は、すべての国がアメリカ・イギリス型であり、定款によるドイツ型への変更を認めている国も少ないといえる。そして、委員

会の設置では、マレーシアに特徴がみられる。それは、マレーシアの銀行では、リスク管理委員会、報酬委員会、指名委員会の設置が義務付けられていることからみてもとれるであろう。

つぎに、情報開示・透明性は、ベトナムに遅れがみられる。これは、ベトナムやインドネシアでは、コーポレート・ガバナンス関連情報は、規定されていないことがあげられる。しかし、その他の国では、上場規則や年次報告書というような違いはあるものの、制度上は整備されているといえるであろう。

そして、利害関係者は、従業員のストック・オプションは全ての国で認めている。しかし、利害関係者の権利を守るために会社が適用する自立的規範に関しては、国ごとでのばらつきがみられる。以上のことから、アジアだけをとりまいてもコーポレート・ガバナンスが多様性に富んでいることが理解できるであろう。そして、経済体制や法制度、歴史や文化、慣習を異にするアジアでは、唯一で最善のコーポレート・ガバナンスは存在しないということも理解できるであろう。

4.3 アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの問題点

アジア・コーポレート・ガバナンス白書は、アジアのコーポレート・ガバナンスの多様性を示唆するとともに、問題点を指摘するものであった。ここでは、アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの問題点を企業経営機構、情報開示・透明性、利害関係者の3点から検討していきたいと考えている。

まず、企業経営機構は、所有と経営が分離しないファミリー企業や専門経営者の不足があげられるであろう。アジアではファミリー企業が大多数を占めており、このことが、市場経済先進諸国のコーポレート・ガバナンス問題と根本的に異なっている。これは、企業経営機構のみならず利害関係問題にも横断的に関わっていることである。アジアにおけるコーポレート・ガバナンス問題の根本的な解決は、最終的にファミリー企業からの脱

表1 アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの体系の特徴

	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	ベトナム	マレーシア
企業経営機構						
取締役会の構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造
上場会社の取締役の人数の下限・上限	下限：2名 上限：無	下限：2名 上限：無	下限：5名 上限：無	下限：7名 上限：15名	下限：無 上限：11名	下限：2名 上限：無
労働者代表の取締役会参加	×	×	×	×	×	×
取締役報酬のストック・オプション利用	○	○	○	×	×	×
取締役会の年間の最低開催頻度	×	×	4回	12回	4回	×
監査委員会	有	○	○	○	×	○
報酬委員会	無	無	無	○	×	無
指名委員会	無	無	無	○	×	×
その他の委員会	無	無	リスク管理委員会 (奨励されている)	ガバナンス委員会 (証券取引所)	検査委員会 (株主が11名以上の会社)	銀行には、リスク管理委員会、報酬委員会、指名委員会義務付け
情報開示・透明性						
年次報告書	○	○	○	○	○	○
コーポレート・ガバナンス関連情報	—	○	○	○	○ (上場会社)	○
取締役・主要経営陣の報酬	○ (上場規則)	○ (年次報告書)	○ (年次報告書)	○ (年次報告書)	○ (上場会社)	○ (取締役の報酬のレンジ)
コーポレート・ガバナンス規範からの乖離	○ (上場規則)	○ (年次報告書)	○ (年次報告書)	○	×	○
会社の将来予想に関する記述	○ (年次報告書)	○ (年次報告書)	○	○ (年次報告書および四半期報告書)	×	○
利害関係者						
利害関係者の権利を守るために会社が適用する自立的規範	合意、定款、行為規範	会社の規約・定款	証券取引所ガイドライン、会社の発行する行動規範	証券監督委員会の政策に従った、会社の方針、コーポレート・ガバナンス・マニュアル、および自社による格付け	作業マニュアル・内部規制	行為規範は個別会社により発行
従業員のストック・オプション	○	○	○	○	○	○

(注) 『一』は、回答なまたは調査不能を示している (出所) OECD[2003]と小島大徳[2007a]をもとに筆者作成。

表2 アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの改革課題

	詳細
課題1	企業、株主、その他の利害関係者の良いコーポレート・ガバナンスに関する認識を向上させるため、官民を挙げた取り組みが継続されるべきである。
課題2	すべての国・地域は、コーポレート・ガバナンスに関する法律・規制がきちんと実施・施行されるよう努力すべきである。
課題3	アジア円卓会議は、会計・監査・非財務事項の開示について、国際的規準・慣行に十分に収斂するよう努力すべきである。もし収斂させることが当面できない場合には、国内の基準設定主体は、国際的規準・慣行から乖離しているとの事実とその理由を開示すべきである。企業は、財務諸表の個別項目において、適当な場合には、この「乖離についての開示」に再掲するか、参照として引くべきである。
課題4	取締役会は、経営戦略計画策定、内部統制の監視、経営者・支配株主やその他のインサイダーが関与する取引についての独立の審査により主体的に参画すべきである。
課題5	非支配株主は、法・規制の枠組みにより、インサイダーや支配株主による不利益から十分に保護されるべきである。
課題6	政府は、銀行規制及び銀行のガバナンスの改善に更に努力すべきである。

(出所) OECD[2003]と小島[2007a]をもとに、筆者作成。

却しか方法はないとしている²⁸。

つぎに、情報開示・透明性は、アジアでは欠如していると考えられる。実際に、アジア通貨危機では、情報開示・透明性が欠如していたため多大なダメージを残したのである。このことは、企業業績が低迷した場合でも、最後まで隠し続けるというということが考えられる。

そして、利害関係者は、利害関係者との私的な関係が強いことや少数株主の保護が行われていないということがあげられる。それゆえに、外部から監視されにくくなり、非効率経営に陥りやすいと考えられる。

以上のことから、アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの問題点は、企業経営機構、情報開示・透明性、利害関係者のすべてに問題を抱えていると考えられるであろう。さらに、アジアが抱えているコーポレート・ガバナンスの問題は、市場経済先進諸国にみられることのない特異なものなのである。そして、アジア・コーポレート・ガバナンス白書は、アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの改革課題として6つを挙げている。それを表2に示した。これらからも、アジアだけをみても、個別の改革課題が山積しているのである。

5 おわりに

コーポレート・ガバナンスには、企業不祥事への対処と企業競争力の強化という2つの役割があると期待されてきた。このため、市場経済先進諸国や発展途上国、市場経済移行国でも積極的に議論されてきたのである。そして、今日では、OECDが世界のコーポレート・ガバナンス原則を策定する一方で、地域の議論として円卓会議を実施していた。このようなOECDの活動は、市場経済先進諸国だけではなく、発展途上国や市場経済移行国におけるコーポレート・ガバナンス構築にも大きな影響を与えていた。さらに、OECDが円卓会議をもとに策定した地域の白書は、地域のコーポレート・ガバナンス規制に影響を与えるものであった。

そして、本稿では、発展途上国や市場経済移行国のなかでも、コーポレート・ガバナンス議論が積極的に行われているアジアを取りあげた。アジアでは、1997年の通過危機後にコーポレート・ガバナンス議論が活発化していた。そして、アジアでは、ファミリー企業が多いことや情報開示・

透明性の欠如、利害関係者との私的な関係が強いことや少数株主の保護がなされていないなど、市場経済先進諸国にはみられないコーポレート・ガバナンスの問題点が発見された。これは、世界だけでなく地域における研究の必要性を訴えるものであろう。

このように、アジアだけをみてもコーポレート・ガバナンスが多様性に富んでいることや個別の改革課題が山積していることが明らかとなった。しかし、本稿だけでは、アジアの企業経営や法律の多様性を論じるには不十分であったように感じられる。そこで、次稿以降で、それらを論じることを決意し、論を閉じることとしたい。

注

- 1 本稿では、コーポレート・ガバナンスを、小島大徳[2004]「所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処(コンプライアンス経営)と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達成しようとする企業構造を構築すること」としている。
- 2 小島大徳[2007a]173頁。
- 3 小島大徳[2007a]173頁。
- 4 小島大徳[2004]i頁。
- 5 平田光弘[2008]51頁。
- 6 小島大徳・牧野雄貴[2008]28頁。
- 7 小島大徳[2004]11頁。
- 8 小島大徳[2004]11頁。
- 9 平田光弘[2008]35頁。
- 10 平田光弘[2008]41頁。
- 11 平田光弘[2008]41頁。
- 12 平田光弘[2008]67頁。
- 13 OECD[1999]。
- 14 OECD[2004]。
- 15 小島愛[2008]32頁。
- 16 小島大徳・牧野雄貴[2008]28頁。
- 17 小島大徳[2005a]94頁。
- 18 アジア・コーポレート・ガバナンス円卓会議には、バングラデシュ、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、台湾、タイ、ベトナムの13カ国が参加した。つぎに、ユーラシア・コーポレート・ガバナンス円卓会議には、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、モンゴル、ウクライナ、ウズベキスタンの9カ国が参加した。さらに、ラテン・アメリカ・コーポレート・ガバナンス円卓会議には、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、スペイン、トルコ、イギリス、アメリカ、ベネズエラの15カ国が参加した。そして、ロシア・コーポレート・ガバナンス円卓会議には、ロシアが参加した。最後に、南東ヨーロッパ・コーポレート・ガバナンス円卓会議には、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア・モンテネグロ、ルーマニアの7カ国が参加した。今後、中国地域と中東・北アフリカ地域での円卓会議も加えられる予定である。
- 19 小島大徳[2007a]135頁。
- 20 小島大徳[2007a]135頁。
- 21 小島大徳[2007a]135頁。
- 22 平田光弘[2008]53頁。
- 23 OECD[2003]3頁。
- 24 今泉慎也・安倍誠[2005]10頁。
- 25 小島大徳[2007a]127頁。
- 26 小島大徳[2007a]127頁。
- 27 小島大徳[2007a]127頁。
- 28 小島大徳[2005b]171頁。

参考文献

邦語文献

- 今泉慎也・安倍誠(編)[2005]『東アジアの企業統治と企業法制改革』アジア経済研究所。
 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介(編著)[2008]『企

- 業の責任・統治・再生』文眞堂。
- 菊池敏夫・平田光弘編著[2000]『企業統治の国際比較』文眞堂。
- 小島大徳[2009]『企業経営原論』税務経理協会。
- 小島大徳・牧野雄貴[2008]「ラテンアメリカにおけるコーポレート・ガバナンス—発展途上国の挑戦—」『国際経営論集』第35号,神奈川大学経営学部,27-37頁。
- 小島大徳[2007a]『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂。
- 小島大徳[2007b]「コーポレート・ガバナンスの基礎理論—市民社会と社会システム」『国際経営フォーラム』第18号,神奈川大学国際経営研究所,89-105頁。
- 小島大徳[2005a]「新OECDコーポレート・ガバナンス原則」『国際経営論集』第29号,神奈川大学経営学部,93-117頁。
- 小島大徳[2005b]「タイのコーポレート・ガバナンス」佐久間信夫編著『アジアのコーポレート・ガバナンス』学文社,168-193頁。
- 小島大徳[2004]『世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の体系化と企業の実践』文眞堂。
- 小島愛[2008]『医療システムとコーポレート・ガバナンス』文眞堂。
- 小島愛[2007]「ユーラシアにおけるコーポレート・ガバナンス」『経済科学』第55号第2巻,名古屋大学大学院経済学研究科,39-50頁。
- 佐久間信夫[2005]『アジアのコーポレート・ガバナンス』学文社。
- 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム編[2006]『OECDコーポレート・ガバナンス—改定OECD原則の分析と評価』明石書店。
- 末廣昭[2002]『タイの制度改革と企業再編—危機から再編へ—』アジア経済研究所。
- 平田光弘[2008]『経営者自己統治論—社会に信頼される企業の形成』中央経済社。

governance, Organisation for Economic Co-operation and Development.

OECD[2003] OECD White Paper of Corporate Governance in Asia, Organisation for Economic Co-operation and Development.

OECD[1999] OECD Principles of Corporate Governance, Organisation for Economic Co-operation and Development.

外国語文献

OECD[2004] OECD Principles of Corporate